

規則施行にともなう暫定処置

- 第1条 本学会の会員歴が3年以上あって、総合診療の臨床歴が5年以上、会員として本学会が主催する学術集会（総合歯科協議会を含む）に3回以上の出席がある者、または会員として本学会が主催する学術集会に1回以上の出席し、日本歯科医師会の生涯研修を3年間以上続けて行っている者は、申請により審議会を経て認定医となることができる。
- 2 総合診療の臨床歴が10年以上、会員として本学会が主催する学術集会（総合歯科協議会を含む）に5回以上の出席がある者、または会員として本学会が主催する学術集会（総合歯科協議会を含む）に2回以上の出席し、日本歯科医師会の生涯研修を8年間以上続けて行っている者は、申請により審議会を経て指導医となることができる。
- 第2条 暫定処置期間中の審議会は、理事会がこれに当たる。
- 第3条 暫定処置期間は、本制度発足から5年間（2015年4月1日より2020年3月31日）とする。
- 第4条 暫定処置期間中の申請締切は、年2回（4月30日、10月30日）とする。